

# 所報 かなはら

令和6年 9月  
社会保険労務士法人  
金原事務所

保険料月額表(被保険者負担分 単位:円) 令和6年3月から適用

等級	標準報酬月額	報酬月額		健康保険			厚生年金 (坑内員・船員除く)
		以上	未満	介護なし 5.085%	介護あり 5.885%	介護のみ 0.800%	
1	58,000	63,000	63,000	2,949.3	3,413.3	464.0	8,052.00
2	68,000	73,000	73,000	3,457.8	4,001.8	544.0	
3	78,000	83,000	83,000	3,966.3	4,590.3	624.0	
4	88,000	93,000	93,000	4,474.8	5,178.8	704.0	
5	98,000	103,000	103,000	4,983.3	5,767.3	784.0	
6	104,000	107,000	107,000	5,288.4	6,120.4	832.0	
7	110,000	114,000	114,000	5,593.5	6,473.5	880.0	
8	118,000	122,000	122,000	6,000.3	6,944.3	944.0	
9	126,000	130,000	130,000	6,407.1	7,415.1	1,008.0	
10	134,000	138,000	138,000	6,813.9	7,885.9	1,072.0	
11	142,000	146,000	146,000	7,220.7	8,356.7	1,136.0	8,967.00
12	150,000	155,000	155,000	7,627.5	8,827.5	1,200.0	
13	160,000	165,000	165,000	8,136.0	9,416.0	1,280.0	
14	170,000	175,000	175,000	8,644.5	10,004.5	1,360.0	
15	180,000	185,000	185,000	9,153.0	10,593.0	1,440.0	
16	190,000	195,000	195,000	9,661.5	11,181.5	1,520.0	
17	200,000	205,000	205,000	10,170.0	11,770.0	1,600.0	
18	220,000	230,000	230,000	11,187.0	12,947.0	1,760.0	
19	240,000	250,000	250,000	12,204.0	14,124.0	1,920.0	
20	260,000	270,000	270,000	13,221.0	15,301.0	2,080.0	
21	280,000	290,000	290,000	14,238.0	16,478.0	2,240.0	21,960.00
22	300,000	310,000	310,000	15,255.0	17,655.0	2,400.0	
23	320,000	330,000	330,000	16,272.0	18,832.0	2,560.0	
24	340,000	350,000	350,000	17,289.0	20,009.0	2,720.0	
25	360,000	370,000	370,000	18,306.0	21,186.0	2,880.0	
26	380,000	395,000	395,000	19,323.0	22,363.0	3,040.0	
27	410,000	425,000	425,000	20,848.5	24,128.5	3,280.0	
28	440,000	455,000	455,000	22,374.0	25,894.0	3,520.0	
29	470,000	485,000	485,000	23,899.5	27,659.5	3,760.0	
30	500,000	515,000	515,000	25,425.0	29,425.0	4,000.0	
31	530,000	545,000	545,000	26,950.5	31,190.5	4,240.0	23,790.00
32	560,000	575,000	575,000	28,476.0	32,956.0	4,480.0	
33	590,000	605,000	605,000	30,001.5	34,721.5	4,720.0	
34	620,000	635,000	635,000	31,527.0	36,487.0	4,960.0	
35	650,000	665,000	665,000	33,052.5	38,252.5	5,200.0	
36	680,000	695,000	695,000	34,578.0	40,018.0	5,440.0	
37	710,000	730,000	730,000	36,103.5	41,783.5	5,680.0	
38	750,000	770,000	770,000	38,137.5	44,137.5	6,000.0	
39	790,000	810,000	810,000	40,171.5	46,491.5	6,320.0	
40	830,000	855,000	855,000	42,205.5	48,845.5	6,640.0	
41	880,000	905,000	905,000	44,748.0	51,788.0	7,040.0	25,620.00
42	930,000	955,000	955,000	47,290.5	54,730.5	7,440.0	
43	980,000	1,005,000	1,005,000	49,833.0	57,673.0	7,840.0	
44	1,030,000	1,055,000	1,055,000	52,375.5	60,615.5	8,240.0	
45	1,090,000	1,115,000	1,115,000	55,426.5	64,146.5	8,720.0	
46	1,150,000	1,175,000	1,175,000	58,477.5	67,677.5	9,200.0	
47	1,210,000	1,235,000	1,235,000	61,528.5	71,208.5	9,680.0	
48	1,270,000	1,295,000	1,295,000	64,579.5	74,739.5	10,160.0	
49	1,330,000	1,355,000	1,355,000	67,630.5	78,270.5	10,640.0	
50	1,390,000	1,355,000	1,355,000	70,681.5	81,801.5	11,120.0	

○健康保険料率 101.7/1000 介護保険料率 16/1000 年金保険料率 183.00/1000 子ども・子育て拠出金率 3.6/1000  
 ○保険料は事業主と被保険者が折半で負担(児童手当拠出金については事業主が全額負担)  
 ○納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。  
 ○被保険者負担分に円未満の端数がある場合  
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。  
 ②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。  
 (注)①②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。  
 ○令和5年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。  
 ※賞与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。  
 ※賞与の上限は健康保険:年間573万円まで(年度ごと)、厚生年金:150万円(1ヶ月あたり)となります。  
 ※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級(650千円)が設けられました。

令和六年九月発行

九月号

発行所

社会保険労務士法人  
長崎市興善町四番二号

TEL(095)339-0000  
FAX(095)339-0000  
金原事務所

**健康保険証は2024年12月2日に廃止**  
**医療機関の受診は マイナ保険証で**  
 ※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの(手続き方法は裏面)  
**マイナ保険証** 始まっています!

**メリット 1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!**

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

**従来の保険証では**

今のんでいるお薬はありますか?

えーっと…なんだったかな?

**オンライン資格確認なら**

他院で鎮痛剤が処方されてますね

はい! 当院で鎮痛剤の処方はいりませんね

重複処方のリスク回避!

**医師の声** Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?

**A** 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります  
 他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまつたら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

**メリット 2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!**

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。

**従来の保険証では**

限度額適用認定証を申請したいのですが…

申請書にご記入いただき、お手元に届くまで1週間はかかります

1週間も…

**オンライン資格確認なら**

マイナンバーカードなので限度額がわかりますよ

限度額適用認定証なしでOK!

自己負担額が即時に減額されて助かった!

**患者の声** Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?

**A** 申請しなくても窓口での支払いが減額されました  
 急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

# 令和6年12月の健康保険証廃止以降の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに**資格確認書**を申請によらず交付  
⇒加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定(更新あり)

## 対象者・交付方法

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに**申請によらず交付**  
⇒加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配偶者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

## 有効期間等

- 現行の保険証の発行実務等(被用者保険の平均加入期間等)を踏まえつつ、不正使用等を防止  
⇒**5年以内**で保険者が設定(更新あり)
- 様式も、現行の実務・システムを活用  
⇒サイズ：カード型(はがき型を含む)  
材質：紙、プラスチック

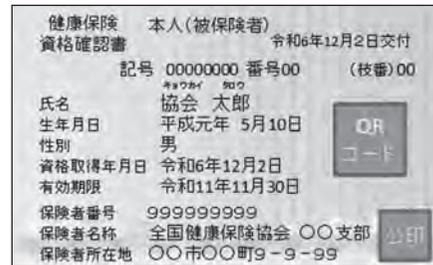


## 〈協会において発行する資格確認書のイメージ〉

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様(プラスチック製・カード型)です。
- 有効期間は4～5年です。  
※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです。

記載事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●記号・番号</li> <li>●枝番</li> <li>●氏名(漢字、フリガナ)</li> <li>●被保険者氏名</li> <li>●生年月日</li> <li>●本人・家族区分</li> <li>●被保険者/被扶養者</li> <li>●性別</li> <li>●QRコード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格取得年月日</li> <li>●交付年月日</li> <li>●有効期間の終期(有効期限)</li> <li>●保険者名称・支部名</li> <li>●保険者番号 (～など)</li> <li>●保険者所在地</li> <li>●公印</li> <li>●旧姓(併記申請があった場合)</li> </ul>
※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない	
裏面	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住所</li> <li>●備考欄(性同一性障害の方向への性別対応は備考欄に記載予定)</li> <li>●注意事項欄</li> <li>●臓器提供意思表示欄</li> </ul>

### 〈レイアウトイメージ〉



# 制度改正後の医療期間等受診方法

受診方法	令和6年			令和7年								令和8年						
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 健康保険証	制度改正日 (R6.12.2)												経過措置期間終了 (R7.12.1)					
② マイナ保険証	※経過措置期間終了後使用不可																	
③ 資格確認書 ※有効期限5年の予定	※制度改正後使用可能																	
④ マイナポータル(スマホ) + マイナンバーカード	※制度改正後使用可能																	
⑤ 資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	※制度改正後使用可能																	

## (参考)マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色)	●資格取得時等に申請 ●マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型	●資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ●既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)